

日米の輸出管理協力に関する意見・情報の公募の結果について

令和5年5月29日

経済産業省貿易経済協力局

貿易管理部安全保障貿易管理政策課

令和4年12月1日（木）～令和5年1月15日（日）にかけて、日米の輸出管理協力に関する意見・情報の募集を行いましたところ、以下のとおりとなりましたので御報告いたします。

御協力いただき、誠にありがとうございました。

1. 実施期間等

- (1) 募集期間：令和4年12月1日（木）～令和5年1月15日（日）
- (2) 実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載、窓口での配布
- (3) 意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、電子メール

2. 提出された御意見の概要

番号	意見の概要
1	<p>（総論）</p> <ul style="list-style-type: none">●日米は共同技術開発やイノベーション協力を進めるべき。但し、その成果物について、米国が輸出規制を掛けようとする動きがあれば、日本は米国に盲従することなく、独自の考えを持って対応すべき。今回の意見募集は、米国からの要請に応じ規制協力をすることが既定路線になっているような印象を受ける。●国際情勢の激変に伴う安全保障面での緊張の高まりによって、輸出管理の位置付け・役割がますます重要になっていることについて、政府、産業界、アカデミアが認識を共有することが重要。その認識共有によって、輸出管理の実効性が担保される。

	<ul style="list-style-type: none"> ●安全保障に果たす輸出管理の役割が変化している。従来、輸出管理は、大量破壊兵器の拡散防止と、通常兵器の過度な蓄積による緊張防止を柱とする不拡散型管理であったが、それだけでは対応できなくなっている。国際協調スキームを補完するものとして、基本的価値観を共有する国々による同志国協力が重要になってきている。輸出管理は、自由で公正な貿易等に関する国際ルールを侵し、それによって安全保障（更には人権）を脅かす試みに対する防衛手段であり、国際ルールに従って活動する企業等を守るものだという意義について、共通理解が進むよう、官民双方で努める必要がある。 ●規制の対象を安全保障の観点から、また、WTOルールと整合性を保つため、必要最小限のもの、軍事的利用に関わるものに限定するとともに、明確に示すべき。 ●安全保障の観点からの輸出管理の役割として、武器の開発・製造等に利用される品目の拡散防止に加えて、軍事的脅威の抑止や経済的安全保障も含まれ得るものであり、問題行為の抑止、対抗のための経済的手段としての輸出管理が果たす役割、機能の拡大とその具体的な制度・運用のあり方について、検討がなされる必要がある。 ●輸出管理を具体化する際は、根拠とするファクトやロジックを予め明確な形で公に提示した上で、産業界等のステークホルダーから十分な理解を得るためのプロセスを経るべき。 ●輸出管理の導入にあたっては、執行の透明性及び効率性の観点から、規制目的に整合的な範囲内で規制措置が取られるべき。 ●特定の国を想定した輸出管理協力の考え方に反対。輸出管理協力の趣旨として「機微なデュアルユース技術及び深刻な人権侵害に利用される可能性がある先進技術に関する協議を強化する」とあるが、それを実現するための手段として、より直接的に軍事転用を防ぐ方策、深刻な人権侵害そのものを解消するための方策を講じるべきであり、輸出管理協力という広い網をかけるのは、特定国の発展を阻害するという政治的な意図が主な動機と考える。半導体はじめ技術は人類全般が共有すべきものであり、知的財産権の管理は必要だが、産業政策・国際政治に利用されるべきものではない。 ●自由で開かれた国際経済秩序の実現を目指すとのビジョンを、日米間や、協力・協調する第三国・地域との間で共有すべき。 ●国際的に、輸出管理の目的について、誤解なく理解を得られるよう、アウトリーチ活動を積極的に進めるべき。
2	<p>(公平な競争環境・予見可能性の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●公正な競争条件が確保されるよう、輸出管理の対象取引の該非について企業が自社で正確に判断できる指標を設けてほしい。 ●公平な競争条件を確保するため、規制を導入する際、日米に限らず、欧州やその主要な加盟国も含めて、同志国間で、時間的な余裕を持ちながら事前検討を十分に行い、調和された規制の適用となることが望ましい。一部のステークホルダーがビジネス遂行及び法令遵守に係る公平性の観点から見て不当・不条理な立場に置かれることのないよう十分に配慮すべき。 ●米国の輸出管理は日本より厳しい場合があり、輸出を行う日本企業は米国規制も注視せざるを得ない。特に独自の再輸出規制

	<p>がある場合、それぞれの規制について多言語での対応を強いられるため、企業にとって負担が大きく、ビジネスチャンスを逃すことになる。それぞれの国が自らの規制内容について自国の企業に説明や許可手続を行うこととし、両方の規制に係ることのないような仕組みにすべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●域外適用される米国の規制は、輸出管理について連携した同志国以外の国々に対して講じるようにすべき。これが実現するまでの間は、米国との事前協議等を通じて、日本企業への影響を最小限にとどめるべき。 ●米国の直接製品規制については、ロシア制裁のように、同志国については連携して類似の措置を講じることによって適用除外とし、それ以外の国々に対して補完的に講じることが適切。輸出企業にとっても直接製品規制は複雑かつ難解である一方でペナルティも厳しく、また輸出先国との関係においても、自国政府の保護が得られにくいという問題がある。また、同規制に該当しないとしても、輸出することがバックフィルに当たるとして問題視されるのではないかと懸念もある。このような事情からしても、自国政府によって規制がなされることが望まれる。 ●欧州をはじめ同水準の技術力を有する同志国が日米と同等の輸出管理を講じるように働きかけるべき。同志国間での合意形成に向け、日米がリーダーシップを発揮すべき。 ●米国が域外適用や再輸出規制を設けていることに関して、公平性を確保し、規制の対称性を確保する観点から、こうした措置の撤廃等の改善提案を行うべき。 ●半導体設計製造技術など先端技術の開発や利用においては、EU や英国など欧州の企業が関与する部分も大きいと考えるため、日米間の二カ国だけの連携にとどまらずに、また日本企業の国際競争力の低下を招かないよう、日米欧の連携強化を促進して輸出管理ルールの策定を進めてほしい。半導体などのサプライチェーンを考慮した場合、日米欧に加えて、韓国との連携強化を促進することも有用。 ●現在の国際レジームの会合と同様に、規制対象の決定にあたっては、産業界の意見を踏まえるべき。仮に輸出管理を強化する場合は、その必要性、効果、運用のあり方等について十分に説明すべき。
3	<p>(米国の2022年10月7日の半導体関連製品の輸出管理規則の改正等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●2022年10月7日に発表された半導体関連製品の米国輸出管理規則の改正は、対象範囲が広く、今後の輸出許可申請の運用面からその範囲が明確化されることが望ましい。 ●2022年10月7日に発表された半導体関連製品の米国輸出管理規則の改正によって、直接製品規則に基づき、該当する取引について米国商務省の許可が必要となった。仮に、日本も同様の取引を規制対象とする場合には、二重の許可を求められることとなりかねず、日本の輸出者には二倍の負荷がかかる上、公平かつ公正な競争条件の観点からも懸念がある。米国法の域

外適用を受ける様々なパターンの輸出・再輸出についても、日米いずれか一方の輸出管理当局の許可を取得すれば、もう一方の許可取得は免除されるようにしてほしい。

また、日本が同様の取引を規制対象とする場合は、個別許可の審査方針を明らかにするとともに、米国の審査方針と揃っていることが望ましい。更に、特定の顧客に対して、機微度の低い貨物を輸出することを包括的に許可するような枠組みがあると良い。

- 2022年10月7日に発表された半導体関連製品の米国輸出管理規則の改正について、輸出を行う企業が制度について正確な判断を可能とするため、公布から施行までの間に十分な時間を確保し、勉強会等の機会を設けてほしい。既に、生産途中の仕掛品を廃棄することとならないよう、一定の猶予期間を設けて欲しい。また、当該規制の該非について、企業間で見解が分かれることにより平等なビジネスの機会が損なわれることのないよう、各企業が自社で正確に判断できるよう指標を示してほしい。施行日以降に何が規制される行為なのか（出荷なのか、着荷なのかなど）を明確にしてほしい。
- 輸出企業等が輸出管理規制に適切に対応するためには、予見可能性の確保や過剰な負担の回避が必要。特に、2022年10月7日に発表された半導体関連製品の米国輸出管理規則の改正は、従来にないドラスティックな内容で、再輸出規制も広汎なものとなっている上に、施行も即日かごく短期間であるということで、理解し対応することが困難であった。同志国政府には可能な限り事前に共有するとともに、輸出者側に対しても極力予見可能性を高めるような工夫を期待したい。
- 2022年10月7日に発表された半導体関連製品の米国輸出管理規則の改正は、規制手法としてエンドユース規制が柱の1つとなっており、輸出者側による十分なデューデリジェンスが求められている。半導体製造施設を建屋ごとに把握・判断できるのか、詳細なエンドユースを把握することは容易ではなく、相手の協力が得られるのか、どこまで調べればよいのかなどの確信が持てない一方で、ペナルティが厳しいというリスクもある。このように規制の解釈が明確になっていないものを他国に適用されると、実効性の高い輸出管理が困難となる。実効的で輸出者の手続き負担が少ないのは、懸念者が明示されるエンドユーズ規制であり、これを中心としてほしい。エンドユース規制は、影響範囲も広くなるので慎重に検討を行ってほしい。エンドユース規制は、エンドユーザー規制の補完として、スタートアップ企業、未知の企業等を念頭に適用されることが望ましい。
- 米国の再輸出規制の内容や関係する企業が広がり、その影響度合いも高まって、その内容を理解することが必要になる一方で、非米国企業が相談しようにも米国に直接照会しなければならないのは、手続的にもコスト的にもハードルを感じる企業も少なくない。また、規制内容もさることながら、即日又はごく短期間での施行というケースが少なくない中、輸出者として社内で迅速な対応・決断が必要となっている。このような状況を踏まえ、日米輸出管理協力強化の一環として、駐日米国大使館に米国規制について相談・紹介が（できれば日本語で）できる窓口があれば、米国規制の適切な実行の担保にもつながる。

	<ul style="list-style-type: none"> ●今後、米国による更なる対中輸出管理強化や新興技術の規制が予想されるところ、日本企業が有効な輸出管理を行えるように事前に調整してほしい。また米国独自に規制する場合は、施行日まで準備期間を設けたり、事前に関係国に意見を聴取してほしい。
4	<p>(規制のハーモナイゼーション)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●フォーリンアベイラビリティや技術革新の動向を踏まえ、日米をはじめ同水準の技術力を保有する同志国間で輸出管理の対象技術及び制度の運用を調和させるべき。 ●日本の輸出管理上の独特の規制番号の制度は国際取引の重荷の一つとなっている。米国同様、国際レジームに基づいているにも関わらず、規制番号は日本独特なものとなっており、国際取引で誤解や混乱、事務的ミスが生じやすい状況が生じており、収斂 (convergent) を要する。また、現行規制番号の統一化により、将来的なエマージング技術等の新規制対応を関係国の官民双方にとってよりスムーズなものとするのが期待される。 ●日米の経済安全保障に資する共同研究の円滑化のため、特定分野の日米間の輸出に適用可能な特例を定めて、日米の半導体協力などにおける機微な技術の提供が少ない負担で行えるようにしてほしい。 ●国際的な輸出管理協力の上では、規制手法や規制体系を極力ハーモナイズすることが望まれる。特に、①輸出管理規制の担保方法について、国連安保理の制裁決議（北朝鮮制裁決議等）等で禁輸対象としているエンティティに関して、日本の外為法では正面から禁輸措置を講じることとしていない（「支払等」の禁止によって実質禁輸にする変則的な手法となっている）が、経済資源の凍結の一環として、正面から輸出禁止措置を講じることが本来必要。また、②日本は独自のリスト規制番号体系（国際輸出管理レジームごとに分類）を採用しているが、今後、日米間や G7 等間の合意に基づいて一定の品目を管理対象とする場合には、合意をどの規定部分で履行しているのかが協力相手国からも明確に理解しやすいものとするのが望ましい。更に、③輸出管理規制の細部には、国によって異なる場合がしばしばあるが、企業活動のグローバル展開においては、一見些細に見える制度運用の相違であっても、実務運用上、国によって異なる対応をしなければならないことは決して無視できない負荷となってくるため、産業界から相談があれば、これに応じて、よりハーモナイズされた制度運用がなされるようにしてほしい。 ●外為法輸出貿易管理令別表第 1 の 1 項武器品目はワッセナー・アレンジメントの軍需品リストに合わせるべき。また、機微性の高い品目に限って厳格な管理対象とするべき。例えば、原産地が米国の品目を、米国内にある荷送人に返送する場合などのセキュリティ上の懸念の低い取引については、許可例外とするなど、手続を合理化すべき。 ●比較的機微度の低い該当品の輸出に関し、日本の外為法には包括許可、米国の EAR には許可例外 (License Exception) の制

	<p>度があるが、これらを適用する際の輸出者への要求事項を揃えてほしい。具体的には、外為法の包括許可の適用では、取締役又はそれに相当する者の承認が必要とされているがEARにはそのような要件はないと認識している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●輸出者以外のデベロッパーも適切に輸出管理の該非判定を行わなければならない可能性に直面している中で、日本でも、米国同様に当局による該非判定の支援が受けられる制度を導入してほしい。また、輸出者が他社から該非判定の結果を入手する際は、具体的な数値（パラメータ）も入手し、裏取りに努めることが推奨されているが、適切に該非判定が行われれば結果だけでも十分と考えられる。結果だけ確認できれば済むようなケース（例えば輸出通関時）では、判定の根拠となるパラメータ（例：暗号のアルゴリズムや鍵長等）をデベロッパーに開示させる習慣は見直してほしい。また、EARの域外適用が継続する場合は、米国外のデベロッパーがEAR対象性を確認するための支援制度（例：EAR対象性チェックツールの提供等）も検討してほしい。 ●市販暗号品目、貨物に内蔵されたプログラム、ネットワーク経由で配信等されるファームウェア・ソフトウェア・サービス（SaaS, PaaS, IaaS）、役務に係る輸出管理上の扱いについて、日米で解釈を揃えてほしい（非該当品目の対象範囲の相違の解消、表現の整合化、日米で対比しやすい規定ぶりとするなど）。 ●海外に子会社を持つグループ会社におけるグループ内の共同開発について、日米それぞれで包括許可や許可例外等の手続によってある程度実行可能なようになってきているが、既存の制度は、適用範囲や手続が異なっているなど、利用が難しいことから、より使い勝手の良い特例措置を検討してほしい。
5	<p>（人権侵害に利用されるおそれのある技術の管理）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●輸出管理は人権侵害に対して対抗するための有力な手段。「輸出管理・人権イニシアティブ」の動きにもあるように、人権侵害は、「平和と安全」を侵すという点で、軍事的脅威、経済安全保障上の脅威と同列であり、輸出管理はその人権侵害に寄与しうる製品・技術を渡さないための有力な政策手段。JUCIPでもこの点が取り組むべき課題として取り上げられたことは高く評価される所であり、早期具体化が期待される。 ●人権侵害に関する輸出管理に関して、グローバル展開する輸出企業としては、米欧がすでに行っている規制には着実に対応しており、直接の法規制がないとしても、社会的責任としてもそれらの規制対象品目を無視して輸出することはできない。また、輸出先国との関係において自国政府の保護を得るためにも、日本政府として国際的にハーモナイズされた規制の実施が必要。その際、実効性と輸出者の負担軽減の観点から、リスト規制とエンドユース・エンドユーザー規制の適切な組み合わせによって行われることを期待。 ●人権侵害に利用されるか否かはその技術で製造される貨物の用途次第であり、貨物が汎用的であればあるほど人権侵害に対す

	<p>るリスク評価が困難。重要なテーマであることは十分理解するが、技術を提供する企業の輸出管理実務において対応が困難となるようなリスク評価を課す仕組みにならないよう配慮してほしい。</p> <p>●JUCIPにおける輸出管理協力に「深刻な人権侵害に利用される可能性のある先端技術に関する技術的協議」についての記述があるが、日本としては、人権保護という人類に普遍的な価値観を輸出管理等に反映するにあたっては、過度にターゲットを絞り特定国から無用な反発を招くことがないように、明確な基準と透明性の高いプロセスを以て関係諸国との調整をしてほしい。</p>
6	<p>(既存の国際輸出管理レジームを補完する取組)</p> <p>●新興・基盤技術について、国際輸出管理レジームでの合意が望ましいところであるが、現下の国際情勢の緊張下では合意が困難となってきた中、技術を保有する同志国とのコンセンサスの下に管理を検討・実施することが適当。ただ、輸出管理の対象とする場合には、外延を明確にすることに加えて、対象の明確性と理解のしやすさの両立が課題であり、十分に配慮してほしい。また、基盤的技術の管理に際しては、既に成熟し活用されている技術に規制をかけるとすると、取引にかかわる企業の損益にも影響を与えることになり、規制するうえで、そのバランスをどうとるかが重要となることから、産業界からの意見聴取を慎重に行ってほしい。</p> <p>●日本は2023年G7貿易大臣会合のホスト国として、効果的な複数国間(plurilateral)管理を実施するために、同盟国の輸出管理当局が持つべき権限、リソース及びマニフェストを特定する基準を提案すべき。具体的には、以下の10項目の基準を提案する。</p> <p>(1) 輸出管理当局は、(i)既存の多国間レジームのプロセスでは対処できない、輸出管理の伝統的な課題、及び(ii)レジームのマニフェストとの範囲外の、安全保障及び人権に係る現代の共通の課題の両方に、複数国間の協調行動を通じて効果的に対処し執行するための十分な法的権限、リソース及びマニフェストを確保する</p> <p>(2) (1)を実施するために、輸出管理当局は、多国間レジームのプロセス外で迅速に以下に掲げるような複数国間管理を構築し、実施するための明確かつ広範な法的権限を確保するために必要なあらゆる行動を取らなければならない。</p> <p>i. 既存の多国間レジームのリストに掲載されていない貨物、ソフトウェア及び技術を対象とし</p> <p>ii. 大量破壊兵器の製造又は開発に直接関係しない場合でも、自国民や自国企業のエンドユースやそれに関連する活動を対象とし</p> <p>iii. 特定のエンドユーザー及び法人を対象とし</p> <p>iv. 特定の国を対象とし</p> <p>v. 特定の品目の固有の能力に着目した目標だけでなく、安全保障上の共通の利益に係る戦略的な目標に対処するもの。</p>

	<p>(3) 輸出管理当局は、(1) の政策目標及び(2) の管理を効果的に実施するために十分なリソースを有するべきである。</p> <p>(4) G7 及び他の参加同盟国の輸出管理に係る許可担当官は、複数国管理に係る許可政策を可能な限り調整するシステムを構築する。</p> <p>(5) G7 及び他の参加同盟国の輸出管理の執行担当官は、執行関連情報の共有を可能な限り調整するシステムを構築する。</p> <p>(6) 輸出管理に係る政策担当官と執行担当官の間の政府内調整はシームレスであるべきである。</p> <p>(7) 輸出管理当局は、G7 メンバー及び同じ基準を採用する他の同盟国による、並びにそれらの国々の間での、輸出管理の対象となる貿易に対する不必要な規制負担を軽減するために、必要なあらゆる作業を行う。</p> <p>(8) G7 及び同じ基準を遵守する他の同盟国は、純粋に貿易保護主義的又は重商主義的な政策目標を達成するために輸出管理を利用することはない。</p> <p>(9) 輸出管理当局は、技術、サプライチェーン及び外国における入手可能性の問題の複雑さを考慮して、産業界、政府及び学界のあらゆる関連分野の専門家と協力して、新しい規制が明確に記述され、技術的に正確で、かつ効果的であることを担保する。</p> <p>(10) 輸出管理当局は、特に新しい規制の影響を受ける企業に対して、社内のコンプライアンス・プログラムを作成し、強化するためのリソースとインセンティブを提供する。</p>
7	<p>(日米・官民での懸念情報の共有、エンドユース・エンドユーザー規制)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●輸出管理を同志国協力により行うためには、政府間の懸念情報の共有が必須。日本では、外為法で、対内投資管理については他国当局との情報共有が制度化され、それを投資審査に活用できるようになっているが、同様に、輸出管理においても他国との懸念情報の共有を制度化し、そこで得られた情報を規制の制度検討や運用に活用するとともに、輸出者へも可能な範囲で注意喚起の材料として示されることとなれば、予見可能性の向上にも資する。 ●米国の Entity List をすべて日本においても規制対象とすることは適当ではないが、日米共通の安全保障にとって懸念の大きいエンティティを定めた上で、規制対象として輸出者に告知されることが適当。日本政府として懸念者リストを明確にすることにより、相手国政府からの輸出者への批判・圧力にも自国政府の保護を得られるという点で大きなメリットがある。また、エンドユース規制は輸出者にとっては手続き的負担を余儀なくされる一方で、ペナルティリスクが大きい。むしろ、政府側のインテリジェンス活動等を通じて、懸念エンティティが明治されるエンドユーザー規制のほうが、はるかに実効的かつ輸出者の負担も少ない。

	<ul style="list-style-type: none"> ●日米両国でエンドユーザーに関する情報の共有を深めるとともに、企業とも可能な範囲で共有すべき。特に懸念先は可能な限り共通化すべき。 ●日米両国が懸念情報を共有することで、情報収集・インテリジェンス機能が強化されることを期待。例えば、販売懸念先リストなどの情報が産業界にも可能な範囲で共有されることとなれば、予見可能性の向上に資する。
8	<p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●輸出管理協力を優先すべき分野として、半導体や、クラウドサーバーを通じた役務提供、人権問題に係る取引が挙げられる。 ●輸出管理とは別に、SBOMの導入をはじめとした出入口の管理強化を図り、セキュリティ対策を図るべき。元来、日米間のデュアルユース技術の管理は、関係者に対する必要な教育を行った上で、両国間でできるだけ自由に行き来が出来るような制度が望ましい。日米間で有効に情報、物品の流通が行えないことは日米が連携して世界のリーダーシップを取ることへの阻害要因となる可能性がある。輸出国だけでなく、輸出先の事業者を特定することで、経済発展と安全保障の両立を図ることを期待。 ●ドローンその他で西側諸国の製品が戦闘に利用されているとの報道に接することがあるが、規制対象でない一般市販品については、いったん販売されれば、メーカーや輸出者の管理が及ばない性格のものであり、結果として軍用に使われたとしても責任は負い難い。コモディティの製品の性格を十分理解したうえで、慎重に議論してほしい。 ●特定の電子部品は、軍事用途を含め、今後電装化が進展する中で、需要が増大することが見込まれる中、高い信頼性を実現するグレードのものを提供できる企業は限られている。懸念国への不正な技術流出を防ぐため、その製造に使用される材料や、各工程の技術について、貿易管理措置の対象とすべく検討を開始して欲しい。 ●フォトマスクは米国の 744.23(a)(2)(v) の輸出規制対象から除外すべき。 ●半導体では、米国の友好国（米国、韓国、台湾企業）の、中国での操業は OK とすべき（米国・日本・EU 製の設備のサービス対応も OK）。フォトマスクも、同様に、米国・日本の友好国のみ、中国での操業は OK とすべき（米国・日本・EU 製の設備のサービス対応も OK）。 ●「マネーロンダリング」や（大量破壊兵器やテロ関連の）「拡散金融」への対応は、輸出管理と密接に関係することから、相互に連携した対応が必要であり、省庁間の連携を期待。 ●輸出管理と投資管理は機微技術の流出防止という点で密接な関係にあり、連携して管理がなされることが必要。米国の FIRMA では非米国企業間の投資であっても、米国事業関与者に対する投資が規制対象とされており、日本企業に対する投資であっても潜在的にその対象となり得る。しかし、日本企業に対する投資管理は、米国の規制が適用されることなく、日本の制度で十全にカバーされることが適当であり、日本を規制例外国として指定することを念頭においた検討も期待される。

- 日本の外為法に基づく対内直接投資管理について、懸念エンティティからの投資の扱い、事後的に性格が変わったり懸念度が高まったエンティティの扱い（国有企業化や政府等の支配権が高まる等）、懸念国の外国金融機関にまでコア業種を含めて包括免除を与えていることの可否等の課題がある。また、投資管理対象業種について、財務省が事前届出の要否を参考として示す「銘柄リスト」の公表という諸外国には例がない異例の運用がなされている。リスト規制に該当するような先端的な「軍事転用可能な汎用品」の製造を行っているかどうかの公表に等しい運用は、かえって機微技術の流出を招きかねないという懸念も指摘されている。これらの懸念を踏まえて、業種指定に当たっては、欧米の規制事例も参考にしつつ、現行のような専門的な該非判定を要せず、公開資料等から比較的容易に業種判定ができるような方策の検討が期待される。
- 日本企業が、日本や米国の法令を遵守したがために、他国から威嚇または報復措置を受ける可能性が生じた場合、日米両国政府が前面に立って当該他国と協議し、報復措置を受けるような事態を回避すべき。仮に日本企業が当該他国から報復措置を受けた場合、日本政府は当該他国政府に是正措置を求めるべき。また、仮に日本企業が米国法令を遵守したことにより威嚇又は報復措置を他国から受けた場合、その威嚇又は報復が米国および米国企業に影響がなくても、日本政府は米国政府と連携して当該他国政府に是正措置を求めるべき。
- 有事に関して、軍事面だけでなく経済面でどのような事態とリスクが生じるか、それを念頭においた事前抑止と事後対応における輸出管理規制の強化の意義、必要性、効果等について十分説明がなされ、産業界やアカデミアと共有されることが必要。